

産業廃棄物分類一覧表（特別管理産業廃棄物除く）

あらゆる事業活動に伴うもの

種類	具体例
(1) 燃え殻	石炭がら、木炭、すす、廃カーボン、廃活性炭、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ等
(2) 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイドかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
(6) 廃プラスチック類	フェノール樹脂、エポキシ樹脂、塩化ビニル樹脂、ポリエチレン樹脂、ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、混紡繊維、FRP、廃塗料、廃接着剤、廃イオン交換樹脂、合成ゴムくず（固形状・液状のすべての合成高分子系化合物）、塩ビ管、プラスチック容器、発泡スチロール、発泡トレイ、ビニールシート、電線被覆材、写真フィルム、プラスチックタイル、廃タイヤ
(7) ゴムくず	天然ゴムくず、廃ラテックス（天然、ゴムラテックスに限る）
(8) 金属くず	金属切粉、空カン、ブリキくず、トタンくず、鋼くず、アルミくず、スクラップ等、鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず
(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず、グラスウール、セラミックくず等
(10) 鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
(11) がれき類	工作物の新築、改築、増築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、廃石膏ボードその他これらに類する不要物
(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの

特定の事業活動に伴うもの

種類	特定業種	具体例
(13) 紙くず	建設業	壁紙、障子等、工作物の新築、改築又は除去により生じたもの
	パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業	ラミネート紙、新聞紙、印刷用紙、包装用紙等左記の事業活動により生じたもの
(14) 木くず	建設業	工作物の新築、改築又は除去により生じたもの
	木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業	左記の事業活動により生じたもの
	輸入木材の卸売業及び物品賃貸業	木材片、おがくず、バーク類等、輸入木材に係る木くず
(15) 繊維くず	建設業	工作物の新築、改築又は除去により生じたもの
	衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業	木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず、レーヨン、アセテート、混紡繊維（天然繊維が主体のもの）
(16) 動植物性残さ	食料品製造業、飲料製造業、医薬品製造業、香料製造業	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら、ハム残さ、ソーセイジ残さ、小麦、米、おから、パンくず等、原料として使用した動物又は植物に係る固形物
(17) 動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
(18) 動物のふん尿	畜産農業	牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
(19) 動物の死体	畜産農業	牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体

(20) (1)から(19)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの